

市第 119 号議案

横浜市収入証紙条例の廃止

横浜市収入証紙条例を廃止する条例を次のように定める。

平成31年2月8日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市収入証紙条例を廃止する条例

横浜市収入証紙条例（昭和39年3月横浜市条例第10号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成32年1月29日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による廃止前の横浜市収入証紙条例（以下「旧条例」という。）第4条の規定により発売された収入証紙（旧条例付則第2項の規定により旧条例の規定により発売された収入証紙とみなされるものを含み、旧条例第5条に規定するものを除く。以下同じ。）は、施行日から平成33年1月31日までの間、なお従前の例により使用することができる。
- 3 収入証紙は、施行日から平成38年1月31日までの間、なお従前の例により現金と引き換えることができる。

（横浜市手数料条例の一部改正）

- 4 横浜市手数料条例（平成12年3月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 納付された手数料に過誤納があるとき。
- (2) その他市長がやむを得ないと認めるとき。

### 提 案 理 由

手数料の徴収方法を変更するため、横浜市収入証紙条例を廃止するとともに、これに伴い手数料の返還に係る規定を整備するため、横浜市手数料条例の一部を改正したいので提案する。

### 参 考

横浜市手数料条例（抜粋）

（

上段	改正案
下段	現 行

）

（不返還）

第7条 既納の手数料は、返還しない。ただし、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 納付された手数料に過誤納があるとき。
- (2) その他市長がやむを得ないと認めるとき。